

○はじめに

本補助金の交付については、交付要件を満たさない事実、虚偽、不正等が発覚した場合は、申請者に対し、交付済みの補助金の返還を求め、厳正に対処します。補助要件をご確認の上、適正な申請をお願いします。

Q 1 補助金の申請数に制限はありますか。

A 1 申請期間内であっても、予算額に達し次第受付を終了します。

Q 2 受付は申請書類を提出した人から先着順ですか。

A 2 申請書類がすべて揃った方から順に受付となります。申請書類の提出順ではありませんので、ご注意ください。なお、同時に2件以上の申請書類の提出を受けたときは、抽選により受付を行う順番を決定します。受付後に書類について審査させていただきます。予算の配分の順番については、審査が完了した申請順となります。

なお、予算額を超える前までに申請書の提出をしていて、申請総額が予算額を超えた時点において申請書類が揃っていない申請については、申請書類の揃った方から順に受付し審査を行います。ただし、審査の結果、不備が指摘された場合は、当該申請書類は一度差し戻しされ、次点に控える申請が審査対象として繰り上げられることとなります。当該申請書類を修正し、再提出された場合は、おなじく受付を控える申請書類の順番の最後尾に位置されることご注意ください。

Q 3 申請期間内に書類が揃わなかった場合でも、申請期間内に申請書類の一部でも提出していれば、申請期間外に受付して対応してくれますか。

A 3 申請期間を超過した時点で、申請書類がすべて揃っていない場合は受付できません。受付対象外となります。ただし、申請期間が延長された場合はその限りではございません。

Q 4 発注先の工事会社やコンサルタント等に申請を委託してもよいですか。

A 4 発注先の工事会社やコンサルタント等が代わりに補助金の申請者となることは認められません。こうした申請がされた場合、受付対象外となります。

Q 5 国や地方自治体の補助金を併用することはできますか。

A 5 本補助金以外に、国又は地方自治体等から他の補助等を受けることは認められません。

Q 6 個人事業主は補助対象者になれますか。

A 6 本補助事業については、個人事業主を対象としております。青色申告を行っている個人事業主が対象となります。

Q 7 新築の建物への太陽光発電設備は補助対象になりますか。

A 7 公募要領に記載された補助事業の期間内に事業を完了させられるのであれば、申請は可能です。その場合、様式2の事業計画書に記載する事業実施前の使用電力量は想定使用電力量を記載してください。なお、想定使用電力量の算出誤りを理由に自家消費率または県内消費率の要件を満たさない場合は、交付要件に適合しないものとみなし、厳正に対処しますので、適正な申請をお願いします。

Q 8 PPAやリース事業は対象ですか。

A 8 本補助事業においては、リースは対象、PPAは対象外です。

Q 9 自家消費率の要件を満たしたうえで、余剰電力が発生した場合、それを売電することはできますか。

A 9 再エネ特措法に基づくFIT制度又はFIP制度により売電することはできません。ただし、施設の休業日などにやむを得ず生じる余剰電力については、FIT制度又はFIP制度を用いない電気事業者との個別契約において売電することはできますが、その場合でも、出来る限り自家消費率を上げるよう努めてください。

なお、売電する場合については、売電により得られる収入金額は、本事業で導入した設備等の維持管理の費用にあてるとともに、毎月の売電量および売電収入、収入金額の用途を管理するための帳簿を作成するなどして、適正に管理してください。

Q 10 自社製品を補助対象として申請できますか。

A 10 自社製品を補助対象外とはしておりませんが、補助金等の経理処理において、自社調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除しなければなりませんので、間接交付金事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上するようお願いいたします。

Q 11 福井県内に支店（支社）が複数あります。同じ年度で、複数の箇所に対し、申請することはできますか。

A 11 同年度で複数支店について申請をしていただくことは可能です。同一建物への設置について申請を分けることはできません。

Q 1 2 事業着手日とは何を指しますか。

A 1 2 工事の契約をした日です。

Q 1 3 事業完了日とは何を指しますか。

A 1 3 工事代金全額の支払いが済んだ日です。

Q 1 4 太陽光パネルの更新・買い替えは対象となりますか。

A 1 4 対象となりますが、「買替前と比較してCO₂削減効果があること」等、他の要件の確認を十分に行ってください。ただし、本補助金を活用して設置した設備の買替は対象外とします。また、蓄電池のみの買替や、設備等の一部のみの買替は対象外とします。

増設の場合も対象となりますが、「増設した設備で発電した電力の30%以上を自家消費とすること」等、他の要件の確認を十分に行ってください。ただし、本補助金を活用して設置した設備のある建物への増設は対象外とします。また、蓄電池のみの増設や、設備等の一部のみの増設は対象外とします。既存施設と同系統へ増設する場合「既存施設+今回設置する施設の発電量」の30%以上を自家消費してください。

Q 1 5 太陽光は要件を満たし、蓄電池は要件を満たさない場合太陽光のみ補助対象となりますか。

A 1 5 令和6年度から太陽光単独での設置も補助要件としています。

Q 1 6 併用住宅へ設置する設備は補助の対象となりますか。

A 1 6 対象となる場合も対象とならない場合もありますので、個別にご相談ください。

Q 1 7 法定耐用年数は何年を指しますか。

A 1 7 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）により、太陽光発電設備17年、蓄電池6年を指します。

Q 1 8 自家消費率30%以上かつ自家消費を含めた県内消費率50%以上が補助要件となっているが、30%、50%以上というのは年間ベースですか、月間ベースですか。

A 1 8 月間ベースで報告いただく様式となっていますが、30%、50%以上については、年間ベースで確認します。

Q 1 9 登記事項証明書等は発行後何カ月以内のものが有効でしょうか。

A 1 9 発行後3カ月以内のものが有効です。

Q 2 0 本社が県外、支社が福井県内であり、福井県内の支社に太陽光発電および蓄電池設備を導入する場合は、補助対象でしょうか。

A 2 0 福井県内の支社において、他の要件を満たす場合、補助対象です。

Q 2 1 太陽光発電量について、申請時と実績報告時でズレが生じてもよいでしょうか。また、実績報告時において自家消費率30%または自家消費を含めた県内消費率50%を下回った場合は補助金の返還となりますか。

A 2 1 各消費率を年間ベースで達成していればズレが生じても問題ありません。実績報告時に、年間ベースで各消費率を下回った場合は補助金返還の対象となるため、ご注意ください。

Q 2 2 すでに発注先の工事会社やコンサルタント等と契約をしている場合、対象となりますか。

A 2 2 対象となりません。事業着手日(Q 1 2)は本補助金の交付決定日以降の日付である必要があります。詳細は交付事務マニュアルの「3 補助事業実施にあたっての注意事項(補助事業者)」をご参照ください。